

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領

-建設分野の基準について-

平成31年3月

法務省・国土交通省編

(制定履歴)

平成31年3月20日公表

令和元年11月6日一部改正

令和元年11月29日一部改正

令和2年2月28日一部改正

令和2年4月1日一部改正

令和3年2月19日一部改正

令和4年3月31日一部改正

令和4年8月30日一部改正

令和5年8月31日一部改正

- 法務大臣は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第2条の4第1項に基づき、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成30年12月25日閣議決定）にのっとり、分野を所管する行政機関の長等と共同して、分野ごとに特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する重要事項等を定めた特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する方針（以下「分野別運用方針」という。）を定めなければならないとされ、建設分野についても「建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（平成30年12月25日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）及び「建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領」（平成30年12月25日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省・国土交通省。以下「分野別運用要領」という。）が定められました。
- また、法第2条の5の規定に基づく、特定技能契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号。以下「特定技能基準省令」という。）及び出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号。以下「上陸基準省令」という。）においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっているところ、建設分野についても、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び

特定技能雇用契約及び 1 号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（平成 31 年国土交通省告示第 357 号。以下「告示」という。）において、建設分野固有の基準が定められています。

- 本要領は、告示の基準等の詳細についての留意事項を定めることにより、建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることを目的としています。

目次

第1 特定技能外国人が従事する業務	4
第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等	7
第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保及び適合1号特定技能外国人支援計画 の適正な実施の確保に係る基準等	11
1. 建設分野において1号特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結しようとする特 定技能所属機関に求める基準	14
2. 建設分野において2号特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結しようとする特 定技能所属機関に求める基準	16
第4 建設特定技能受入計画の認定	17
1. 概要	19
2. 建設特定技能受入計画の認定	19
(1)建設特定技能受入計画の認定要件及び記載事項	
(2)提出書類	
(3)申請先	
3. 建設特定技能受入計画の変更	31
4. 建設特定技能受入計画の認定の取消し	32
第5 特定技能外国人受入事業実施法人の登録等	33
1. 概要	37
2. 特定技能外国人受入事業実施法人の登録	37
(1)登録要件	
(2)提出書類	
(3)申請先	
3. 登録に係る申請書記載事項の変更	40
4. 法人の登録及び取消しに係る公表	40
特定技能所属機関等が行う手続等（フロー図）	41
第6 上陸許可に係る基準	43

第1 特定技能外国人が従事する業務

【関係規定】 法別表第1の2「特定技能」の下欄に掲げる活動 一 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 二 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動	特定技能基準省令第1条第1項 出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第2条の5第1項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。 一 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）で定める分野に属する同令で定める相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務又は当該分野に属する同令で定める熟練した技能を要する業務に外国人に従事させるものであること。 二～七（略）
分野別運用方針（抜粋） 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 （1）特定技能外国人が従事する業務 特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3（1）ア及び（2）アに定める試験区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。 ア 試験区分（3（1）ア関係）（1号特定技能外国人） 別表1b．業務区分（5（1）ア関係）の欄に掲げる業務とする。 イ 試験区分（3（2）ア関係）（2号特定技能外国人） 別表2b．業務区分（5（1）イ関係）の欄に掲げる業務とする。	分野別運用要領（抜粋） 第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 1. 特定技能外国人が従事する業務

建設分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：作業準備、運搬、片付けのような試験等によって専門性を確認されない業務）に付随的に従事することは差し支えない。

（１）１号特定技能外国人

運用方針３（１）アに定める試験区分及び運用方針５（１）アに定める業務区分に従い、上記第１の１（１）のいずれかの試験合格又は下記２（１）の技能実習２号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務をいう。

（２）２号特定技能外国人

運用方針３（２）アに定める試験区分及び運用方針５（１）イに定める業務区分に従い、上記第１の１（２）のいずれかの試験合格及び実務経験により確認された技能を要する業務をいう。

【主たる業務】

- １号特定技能外国人は相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に、また、２号特定技能外国人は当該分野に属する熟練した技能を要する業務に従事することが求められます。【特定技能基準省令第１条第１項】
- 本要領別表６－１に記載された試験の合格により確認された技能を要する同表に記載された業務に主として従事しなければなりません。

【関連業務】

- また、分野別運用要領に記載するとおり、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません。

【その他業務関係】

- 本要領別表６－１に記載された業務区分において特定技能外国人が従事できる業務内容及び主に想定される関連業務は別表６－２～別表６－７のとおりですが、専ら関連業務のみに従事することは認められません。
- 土木区分：「指導者の指示・監督を受けながら、土木施設の新設、改築、維持、修繕に係る作業等」
「土木施設」とは、一般に、土地に定着する工作物のうち建築物以外のものを広く含む概念であると解されており、道路、公園、河川堤防、港湾施設、空港滑走路等がその代表的なものです。
- 建築区分：「指導者の指示・監督を受けながら、建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は修繕若しくは模様替に係る作業等」

「建築物」は、一般に、土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するものをいいます。

- ライフライン・設備区分：「指導者の指示・監督を受けながら、電気通信、ガス、水道、電気その他のライフライン・設備の整備・設置、変更又は修理に係る作業等」

本業務で行う作業は、電気通信、ガス、水道、電気等をネットワークとして整備、変更又は修理等行う作業と、それらを住宅等のいわゆる付帯設備として設置・接続等行う作業の、異なる２種類の作業で大きく構成されますが、どちらの作業も行うこともできます。

- 建設分野で特定技能外国人を受け入れることとなる事業者（以下「特定技能所属機関」という。）となるための基準については、後述の「第３ 特定技能雇用契約の適正な履行の確保及び適合１号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準等」及び「第４ 建設特定技能受入計画の認定」を参照ください。

【確認対象の書類】

- 建設分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第６－１号）

【留意事項】

- 建設工事に該当しない除染等の業務に従事させることを主な目的としている場合は、建設業への従事を目的とした受入れに該当しないことから、建設分野におけるいずれの業務区分にも該当せず、建設分野においては受入れ対象外となります。なお、特定技能外国人を建設工事に該当しない除染等の業務に付随的に従事させる場合の取扱いについては、p 25の１号特定技能外国人に対する事前説明について（告示様式第１別紙２の２、様式第２）の項の記載を参照してください。
- 労働安全衛生法に基づく特別教育又は技能講習等が必要とされている業務について、特定技能所属機関は、特定技能外国人に対し、当該教育又は講習等を修了させなければなりません。なお、外国人労働者については、一般に、日本語や我が国の労働慣行に習熟していないことなどから、特定技能外国人に対し特別教育等の安全衛生教育を実施するに当たっては、母国語等を用いる、視聴覚教材を用いるなど、その内容を確実に理解できる方法により行わなければなりません。

第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第2項第2号に規定する第2号企業単独型技能実習又は同条第4項第2号に規定する第2号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては、ハ及びニに該当することを要しない。

イ～ロ（略）

- ハ 従事しようとする業務に必要な相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

- ニ 本邦での生活に必要な日本語能力及び従事しようとする業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ホ～ヘ（略）

二～六（略）

上陸基準省令（特定技能2号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項（第2号を除く。）及び第4項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。

イ～ロ（略）

- ハ 従事しようとする業務に必要な熟練した技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

二（略）

二～七（略）

分野別運用方針（抜粋）

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

建設分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に

合格した者（２号特定技能外国人については、実務経験の要件も満たす者）とする。

また、特定技能１号の在留資格については、建設分野に関する第２号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。

（１）１号特定技能外国人

ア 技能水準（試験区分）

別表１ a. 試験区分（３（１）ア関係）の欄に掲げる試験

イ 日本語能力水準

（ア）「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N４以上）」

（イ）そのほか、「日本語教育の参照枠」のA２相当以上の水準と認められるもの

（２）２号特定技能外国人

技能水準（試験区分及び実務経験）

ア 試験区分

別表２ a. 試験区分（３（２）ア関係）の欄に掲げる試験

イ 実務経験

建設現場において複数の建設技能者を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者（班長）としての実務経験を要件とする。

分野別運用要領（抜粋）

第３ その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

２. 技能実習２号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価

（１）建設分野において受け入れる１号特定技能外国人が、必要な技能水準・日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う場合における業務内容と技能実習２号移行対象職種において修得する技能との具体的な関連性については、別表のとおりとする。

この場合、当該職種に係る第２号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、１号特定技能外国人が従事する業務で要する技能と、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足る相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第１の１（１）の試験を免除する。

（２）職種・作業の種類にかかわらず、第２号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に３年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第１の２（１）及び（２）の試験を免除する。

- 特定技能外国人として建設分野の業務に従事する場合には、本要領別表６－１に定める技能試験及び日本語試験の合格等が必要です。

- また、1号特定技能外国人が従事する業務区分に応じ、本要領別表6-1に定める職種・作業の技能実習2号を良好に修了した者については上記の試験が免除されます。
- 本要領別表6-1に記載された職種・作業以外の技能実習2号を良好に修了した者については、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。
- 2号特定技能外国人については、試験合格に加えて、「建設現場において複数の建設技能者を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者（班長）としての実務経験」も必要です。
- 業務区分に対応する建設キャリアアップシステムの能力評価基準のある職種に係る能力評価基準のレベル3相当の「就業日数（職長＋班長）」を必要な実務経験とし、対応する能力評価基準がない場合については、「就業日数（職長＋班長）が3年（勤務日数645日）以上であること」を必要な実務経験とします。
- 2号特定技能外国人の業務区分に対応する建設キャリアアップシステムの能力評価基準のある職種及び各職種に必要な就業日数については、別表6-8をご確認ください。

【確認対象の書類】

<特定技能1号>

○ 試験合格者の場合

- ・ 本要領別表の「技能水準及び評価方法等」の欄に掲げる技能試験の合格証明書の写し
- ・ 日本語能力水準を証するものとして次のいずれか
 - 国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し
 - 日本語能力試験（N4以上）の合格証明書の写し
- *ただし、修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。

○ 本要領別表6-1に記載された職種・作業の技能実習2号修了者の場合

- ・ 技能実習2号修了時の技能検定等に合格している場合
 - 本要領別表の「試験免除等となる技能実習2号」欄に掲げる職種・作業に係る技能検定3級又は技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し
- ・ 技能実習2号修了時の技能検定等に合格していない場合
 - 技能実習生に関する評価調書（参考様式第1-2号）

* 詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第4章第1節（3）技能水準

に関するもの」を御参照ください。

＜特定技能２号＞

- 本要領別表の「技能水準及び評価方法等」の欄に掲げる技能試験の合格証明書の写し
- 建設現場において複数の建設技能者を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者（班長）としての実務経験を有することを証する書類（分野参考様式第６－３号）
- ただし、２号特定技能外国人の業務区分に対応する建設キャリアアップシステムの能力評価基準のある職種における能力評価でレベル３を取得している場合には、「能力評価（レベル判定）結果通知書」の写しを提出すれば、上記の実務経験を有することを証する書類（分野参考様式第６－３号）は不要。

【留意事項】

＜特定技能１号＞

- 技能実習２号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受けたい場合には、技能実習２号を良好に修了したことを証するものとして、技能実習２号修了時の技能検定３級又はこれに相当する技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の提出が必要です。
- 技能検定３級又はこれに相当する技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格していない場合（技能実習法施行前の旧制度の技能実習生を含む。）には、技能試験及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況进行评估した文書の提出が必要です。

＜特定技能２号＞

- 上記の実務経験として必要な就業日数を満たしているか否かについては、建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数（職長＋班長）及び就業履歴数（職長＋班長）で確認します。
- そのため、上記の実務経験を有することを証する書類（分野参考様式第６－３）の作成・提出に当たってはあらかじめ建設キャリアアップシステムに登録しておく必要があります。
- 建設キャリアアップシステムに蓄積されていない就業日数及び就業履歴数の証明方法については、分野参考様式第６－３号別紙の経歴証明書により確認します。また、経歴証明書については誓約欄まで正確に記入することが必要です。

第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保及び適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準等

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～十二 （略）

十三 前各号に定めるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

2 法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～六（略）

七 前各号に定めるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第2条

建設分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関（以下「特定技能所属機関」という。）の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人（以下「1号特定技能外国人」という。）と特定技能雇用契約を締結しようとする特定技能所属機関が次のいずれにも該当すること。

イ 1号特定技能外国人の受入れに関する計画（以下「建設特定技能受入計画」という。）について、その内容が適当である旨の国土交通大臣の認定を受けていること。

ロ イの認定を受けた建設特定技能受入計画を適正に実施し、国土交通大臣又は第7条に規定する適正就労監理機関により、その旨の確認を受けること。

ハ ロに規定するほか、国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。

ニ 特定技能所属機関は、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。

二 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号に掲げ

る活動を行おうとする外国人と特定技能雇用契約を締結しようとする特定技能所属機関が次のいずれにも該当すること。

- イ 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第３条第１項の許可（同条第３項の許可の更新を含む。以下同じ。）を受けていること。
- ロ 建設キャリアアップシステム（一般財団法人建設業振興基金が提供するサービスであって、当該サービスを利用する工事現場における建設工事の施工に従事する者や建設業を営む者に関する情報を登録し、又は蓄積し、これらの情報について当該サービスを利用する者の利用に供するものをいう。以下同じ。）に登録していること。
- ハ 第１０条の登録を受けた法人又は当該法人を構成する建設業者団体に所属し、同条第１号イに規定する行動規範を遵守すること。

第３条

前条第１号イの認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、様式第１により建設特定技能受入計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

２ 建設特定技能受入計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 認定申請者に関する事項
- 二 国内人材確保の取組に関する事項
- 三 １号特定技能外国人の適正な就労環境の確保に関する事項
- 四 １号特定技能外国人の安全衛生教育及び技能の習得に関する事項

３ 国土交通大臣は、第１項の規定による認定の申請があった場合において、その建設特定技能受入計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一～八（略）

第４条・第５条（略）

第６条

国土交通大臣は、認定受入計画（前条第１項の規定による変更の認定及び同条第２項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）の実施状況を確認し、認定受入計画の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、特定技能所属機関に対し、報告を求め、又は指導をすることができる。

２ 国土交通大臣は、１号特定技能外国人の適正な就労環境を確保するため、次条に規定する適正就労監理機関に対して、認定受入計画の実施状況の確認その他必要な情報の収集並びに特定技能所属機関及び１号特定技能外国人に対する指導及び助言を行わせることができる。

第７条

適正就労監理機関は、国土交通大臣が、次に掲げる１号特定技能外国人の適正な就労環境を確保するための業務を行う能力を有すると認めた者とする。

- 一 特定技能所属機関及び1号特定技能外国人に対する巡回訪問その他の方法による指導及び助言
- 二 1号特定技能外国人からの苦情又は相談への対応
- 三 その他1号特定技能外国人の適正な就労環境の確保のために必要な業務

分野別運用方針（抜粋）

5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

（2）建設分野の特性を踏まえて特に講じる措置

ア 建設業者団体及び元請企業に対して特に課す条件

- ① 建設業は多数の専門職種に分かれており、建設業者団体も多数に分かれていること等から、特定技能外国人の受入れに係る建設業者団体は、建設分野における外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するため、共同して以下の取組を実施する団体を設けること。
 - ・ 建設分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向けた共同ルールの策定及び遵守状況の確認
 - ・ 海外の現地機関との調整、試験場所の確保、受験者の募集、試験の実施等
 - ・ 試験合格者及び試験免除者に対する必要に応じた訓練・各種研修の実施等
 - ・ 試験合格者及び試験免除者の就職先の斡旋・転職支援等
- ② 建設現場では、元請企業が現場管理の責任を負うことから、特定技能所属機関が下請企業である場合、元請企業は、特定技能所属機関が受け入れている特定技能外国人の在留・就労の資格及び従事の状況（就労場所、従事させる業務の内容、従事させる期間）について確認すること。

イ 特定技能所属機関に対して特に課す条件

建設業では、従事することとなる工事によって建設技能者の就労場所が変わるため現場ごとの就労管理が必要となることや、季節や工事受注状況による仕事の繁閑で報酬が変動するという実態もあり、特に外国人に対しては適正な就労環境確保への配慮が必要であることから、以下のとおりとする。

- ① 特定技能所属機関は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の許可を受けていること。
- ② 特定技能所属機関は、国内人材確保の取組を行っていること。
- ③ 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人に対し、同等の技能を有する日本人が従事する場合と同等以上の報酬額を安定的に支払い、技能習熟に応じて昇給を行う契約を締結していること。
- ④ 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人に対し、雇用契約を締結するまでの間に、当該契約に係る重要事項について、当該外国人が十分に理解することができる言語で書面を交付して説明すること。
- ⑤ 特定技能所属機関は、当該機関及び受け入れる特定技能外国人を建設キャリア

アアップシステムに登録すること。

- ⑥ 特定技能所属機関は、外国人の受入れに関するア①の団体（当該団体を構成する建設業者団体を含む。）に所属すること。
- ⑦ 特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人の数が、特定技能所属機関の常勤の職員（外国人技能実習生、1号特定技能外国人を除く。）の総数を超えないこと。
- ⑧ 特定技能所属機関は、国土交通省の定めるところに従い、1号特定技能外国人に対する報酬予定額、安全及び技能の習得計画等を明記した「建設特定技能受入計画」の認定を受けること。
- ⑨ 特定技能所属機関は、国土交通省又は国土交通省が委託する機関により、⑧において認定を受けた計画を適正に履行していることの確認を受けること。
- ⑩ ⑨のほか、特定技能所属機関は、国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
- ⑪ 特定技能所属機関は、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。
- ⑫ そのほか、建設分野での特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れに必要な事項

1. 建設分野において1号特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結しようとする特定技能所属機関に求める基準

- 建設分野の1号特定技能所属機関は、建設特定技能受入計画の国土交通大臣による認定を受け、当該計画を適正に実施していることについて国土交通省又は適正就労監理機関による確認等を受けることが求められます。
- 特定技能雇用契約の適正な履行の確保及び適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準として、建設分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に基づき告示をもって定めたものです。
- 建設分野において1号特定技能外国人を受け入れる場合には、国土交通大臣による建設特定技能受入計画の認定を受けなければなりません。国土交通省への建設特定技能受入計画の申請後、当該計画の認定前に、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請を行うことができますが、地方出入国在留管理局による在留諸申請に係る許可・交付を受けるためには、建設特定技能受入計画の認定証の写しの提出が必要となりますのでご注意ください。【告示第2条第1号イ】
- 1号特定技能外国人の特定技能所属機関には、認定計画を適正に実施していることについて国土交通省又は適正就労監理機関の確認を受けること及び

国土交通省が行うその他の調査・指導に協力することが求められ、当該調査・指導に対して協力を行わない場合には、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れはできないこととなります。【告示第2条第1号ロ・ハ】

- 特定技能外国人から、建設分野に係る実務経験を証明する書面の交付を求められた場合は、当該機関における実務経験を証明する書面の交付をしなければならず、これを行わない場合は、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。【告示第2条第1号ニ】
- また、国土交通省は、1号特定技能外国人の適正な就労環境を確保するため、適正就労監理機関に、巡回訪問その他の方法により、特定技能所属機関及び1号特定技能外国人に対する認定計画の実施状況の確認、情報収集、指導・助言を行わせることとしています。【告示第6条第2項】
- 特定技能所属機関が正当な理由なく適正就労監理機関の巡回訪問に対して非協力的な態度を取ることや適正就労監理機関からの質問に対して不誠実な対応をとることは、1号特定技能外国人の適正な就労環境の確保を妨げる行為であり、国土交通大臣による報告の徴収若しくは指導の対象となり、又は特定技能所属機関の基準に適合しないこととなります。【告示第2条第1号ロ・ハ、第6条第1項】
- なお、国土交通大臣が認めた適正就労監理機関の名称等は、国土交通省のホームページにて公表しています。
- 1号特定技能外国人が退職した場合は、当該特定技能外国人の受入計画は満了したことになります。退職した1号特定技能外国人が同じ特定技能所属機関で就労を開始したい場合は、新たに当該特定技能外国人にかかる計画を申請し、国土交通省の認定を受ける必要があります。
- 建設特定技能受入計画は、就労中又は就労予定の1号特定技能外国人が一人もいなくなった場合であっても認定の取消しがなされるまでは継続されています。このため、就労中又は就労予定の特定技能外国人が一人もいなくなった場合であっても、第2条第1号ロ・ハ及び第3条各号の要件を満たしている必要があります。これらの要件を満たす義務を免除されるためには、認定受入計画の取消申請を行い、国土交通省の承認を受けて、認定受入計画を取り消す必要があります。
- 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人を受け入れる際、必要に応じた訓練・各種研修の実施等を行うことが必要です。特に当該1号特定技能外国人が技能実習で従事した職種とは異なる業務に従事させる等の場合には、労働災害を防止するために、十分な訓練や安全衛生教育を含む各種研修等を実施する必要があります。

2. 建設分野において2号特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結しようとする特定技能所属機関に求める基準

- 2号特定技能外国人の特定技能所属機関には、建設業法第3条第1項の許可を受けていること、建設キャリアアップシステムに登録していること及び告示第10条の登録を受けた法人又は当該法人を構成する建設業者団体に所属し、同条第1号イに規定する行動規範を遵守することが求められます。【告示第2条第2号イ・ロ・ハ】

【確認対象の書類】

＜特定技能1号＞

- 建設特定技能受入計画の認定証（告示様式第3）の写し
- 建設分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第6—1号）

＜特定技能2号＞

- 建設分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第6—1号）
- 建設分野における2号特定技能外国人特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準に関する誓約書（分野参考様式第6—2号）
- 建設業法（昭和24法律第100号）第3条第1項の許可を受けていることを証する書類
- 特定技能所属機関になろうとする者の建設キャリアアップシステム申請番号又は事業者IDを明らかにする書類（登録後に送付されるハガキ又はメールの写し）

第4 建設特定技能受入計画の認定

【関係規定】

告示第3条

前条第1号イの認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、様式第1により建設特定技能受入計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

2 建設特定技能受入計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 認定申請者に関する事項
- 二 国内人材確保の取組に関する事項
- 三 1号特定技能外国人の適正な就労環境の確保に関する事項
- 四 1号特定技能外国人の安全衛生教育及び技能の習得に関する事項

3 国土交通大臣は、第1項の規定による認定の申請があった場合において、その建設特定技能受入計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 認定申請者が次に掲げる要件をいずれも満たしていること。
 - イ 建設業法第3条第1項の許可を受けていること。
 - ロ 建設キャリアアップシステムに登録していること。
 - ハ 第10条の登録を受けた法人又は当該法人を構成する建設業者団体に所属し、同条第1号イに規定する行動規範を遵守すること。
- 二 建設特定技能受入計画の申請の日前5年以内又はその申請の日以後に、建設業法に基づく監督処分（同法第29条第1項第5号による処分を除く。）を受けていないこと。
- ホ 職員の適切な処遇、適切な労働条件を提示した労働者の募集その他の国内人材確保の取組を行っていること。
- ニ 1号特定技能外国人に対し、同等の技能を有する日本人が従事する場合と同等額以上の報酬を安定的に支払い、技能の習熟に応じて昇給を行うとともに、その旨を特定技能雇用契約に明記していること。
- 三 1号特定技能外国人に対し、特定技能雇用契約を締結するまでの間に、当該契約に係る重要事項について、様式第2により当該外国人が十分に理解することができる言語で説明していること。
- 四 1号特定技能外国人の受入れを開始し、若しくは終了したとき又は1号特定技能外国人が特定技能雇用契約に基づく活動を継続することが困難となったときは、国土交通大臣に報告を行うこと。
- 五 1号特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること。
- 六 1号特定技能外国人が従事する建設工事において、申請者が下請負人である場合には、発注者から直接当該工事を請け負った建設業者の指導に従うこと。

七 1号特定技能外国人の総数が常勤の職員（1号特定技能外国人及び技能実習生（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第1項に規定する技能実習生をいう。）を含まない。）の総数を超えないこと。

八 1号特定技能外国人に対し、受け入れた後において、国土交通大臣が指定する講習又は研修を受講させること。

第4条

国土交通大臣は、第2条第1号イの認定をしたときは、認定申請者に対し、様式第3による認定証を交付するものとする。

2 国土交通大臣は、第2条第1号イの認定を受けた建設特定技能受入計画（以下「認定受入計画」という。）の適正な実施を確保するため、建設キャリアアップシステムを運営する一般財団法人建設業振興基金、第7条に規定する適正就労監理機関及び第10条の登録を受けた法人に対し、認定申請者の同意を得て、必要最小限度の範囲で、認定受入計画の内容を提供することができる。

第5条

特定技能所属機関は、認定受入計画について変更をするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 特定技能所属機関は、前項に定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その内容を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 特定技能所属機関は、全ての1号特定技能外国人の受入れを終了し、新たな特定技能雇用契約の締結を行わない場合は、国土交通大臣に認定受入計画の認定の取消しを申請することができる。

4 前2条の規定は、第1項の認定について準用する。

第6条

国土交通大臣は、認定受入計画（前条第1項の規定による変更の認定及び同条第2項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）の実施状況を確認し、認定受入計画の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、特定技能所属機関に対し、報告を求め、又は指導をすることができる。

2 国土交通大臣は、1号特定技能外国人の適正な就労環境を確保するため、次条に規定する適正就労監理機関に対して、認定受入計画の実施状況の確認その他必要な情報の収集並びに特定技能所属機関及び1号特定技能外国人に対する指導及び助言を行わせることができる。

第7条（略）

第8条

国土交通大臣は、次のいずれかに該当するときは、建設特定技能受入計画の認定を取り消すことができる。

- 一 認定受入計画が第3条第3項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき。
- 二 認定受入計画が適正に実施されていないとき。
- 三 不正の手段により第2条第1号イ又は第5条第1項の認定を受けたとき。
- 四 第6条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 五 特定技能所属機関から第5条第3項の規定に基づく申請があったとき。

1. 概要

告示第2条第1号イの認定を受けようとする者は、告示様式第1により建設特定技能受入計画を作成し関係法令に適合した添付書類とともに、国土交通大臣に提出する必要があります。

国土交通省への建設特定技能受入計画の申請後、当該計画の認定前に、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請を行うことができますが、地方出入国在留管理局による在留諸申請に係る許可・交付を受けるためには、建設特定技能受入計画の認定証の写しの提出が必要となりますのでご注意ください。

2. 建設特定技能受入計画の認定

(1) 建設特定技能受入計画の認定要件及び記載事項

建設特定技能受入計画（以下「計画」という。）は、試験を経て雇用する場合、技能実習修了者を雇用する場合（技能実習先でそのまま継続して雇用する場合及び技能実習先以外の企業で雇用する場合いずれも含む）、既に日本で就労中の特定技能外国人の転職者を雇用する場合（一度退職した特定技能外国人を退職時と同じ特定技能所属機関が再雇用する場合を含む）など、新たに特定技能雇用契約を結ぶ場合には必ず国土交通大臣の認定が必要です。

計画は、低賃金や社会保険未加入といった処遇で労働者を雇用する等の劣悪な労働環境が確認される企業の建設市場への参入を認めず公正な競争環境を維持すること、他産業・他国と比して有為な外国人材を確保すること、雇用者・被雇用者双方が納得できる処遇により建設業における外国人技能者の失踪・不法就労を防止すること、特定技能所属機関における受注環境の変化が起こった場合でも建設業界として特定技能外国人の雇用機会を確保すること等、特定技能外国人を受け入れるにあたって建設業界として必要であると認められる事項について、国土交通大臣による認定及びその実施状況の継続的な確認により担保しようとするものです。したがって、計画の遵守は、国のみならず、業界の共通利益に資するものです。

計画の認定及び記載事項に係る留意事項は、以下のとおりです。また、計画の認定後、認定受入計画の内容について、必要最小限の範囲で、建設キャリアアップシステムを運営する一般財団法人建設業振興基金、適正就労監理機関及び特定技能外国人受入事業実施法人に提供しますので、あらかじめご了解ください。

①特定技能所属機関になろうとする者に関する事項【告示第3条第3項第1号ロ・ハ】

○建設キャリアアップシステムへの事業者登録

- 建設キャリアアップシステムを活用することで、特定技能外国人に対する、日本人と同様の、客観的基準に基づく技能と経験に応じた賃金支払の実現や、工事現場ごとの当該外国人の在留資格・安全資格・社会保険加入状況の確認、不法就労の防止等の効果が得られます。
- 特定技能所属機関になろうとする者は、あらかじめ建設キャリアアップシステムに登録する必要があります。
- 計画には、登録後に付される建設キャリアアップシステム事業所番号（以下「事業者ID」という。）を記載してください。
- なお、建設キャリアアップシステムの登録方法については、一般財団法人建設業振興基金のホームページ等をご覧ください。不明な点があれば当該法人にお問い合わせください。

○特定技能外国人受入事業実施法人への所属等

- 建設業界自ら特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するための取組を実施する営利を目的としない組織として国土交通大臣の登録を受けた者は、特定技能外国人受入事業実施法人（以下「登録法人」という。）として、当該事業を行うこととなります。
- 特定技能所属機関は、直接的又は間接的に登録法人に所属し、行動規範を遵守する必要があります。登録法人の正会員である建設業者団体を通して間接的に加入するか、登録法人の賛助会員として直接加入するか、いずれかの方法で登録法人に所属し、登録法人が定める行動規範に従い、適正な受入れを行って頂く必要があります。
- 登録法人の名称、所在地、登録年月日等の情報は、国土交通省のホームページにて公表しています。

②国内人材確保の取組に関する事項【告示第3条第3項第1号ホ】

- 本在留資格（特定技能）は、生産性向上や国内人材確保の取組を行ってもなお、人材を確保することが困難な状況にあるため必要と認められる場合に限って外国人材の受入れを可能とするものです。国内で人材の確保に係る相応の努力を行っているかどうかは重要な審査のポイントです。職員に対する処遇をおろそかにしていないかや、適正な労働条件による求人の努力を行っているか、について審査をします。
- したがって、ハローワークで求人した際の求人票や特定技能所属機関が雇用している日本人技能者の経験年数及び報酬額（月額）が確認できる賃金台帳の内容を確認した結果、適切な雇用条件（処遇等）での求人が実施されていない場合や、既に雇用している職員（技能者）の報酬が経験年数等を考慮した金額であることが確認できない場合、計画は認定されないこととなります。
- その他の国内人材確保の取組としては、例えば、建設技能者の技能及び経験を適切に評価して処遇改善を図ることを目的として建設業界全体で取り組んでいる建設キャリアアップシステムに加入し積極的に運用していること、などが想定されます。
- 職員の適切な処遇の確保、適切な労働条件を提示した労働者の募集等を行っているかについては、（２）提出書類の⑨にて確認を行いますので、補足事項がある場合には、その内容を記入してください。
- また、就業規則や賃金規定を適切に定め、運用されているかも国内人材確保の取り組みの一環として評価し、計画認定後も、国又は適正就労監視機関により必要に応じて助言、改善指導を行います。

③ １号特定技能外国人の適正な就労環境の確保に関する事項【告示第３条第３項第２号～第７号】

○ １号特定技能外国人の処遇について（告示様式第１別紙１の３（５）（６）、告示様式第１別紙２の１）

- 報酬予定額については、告示第３条第３項第２号において「同等の技能を有する日本人が従事する場合と同等額以上の報酬を安定的に支払い、技能の習熟に応じて昇給を行うとともに、その旨を特定技能雇用契約に明記していること」を要件としています。

（報酬の額）

- １号特定技能外国人は技能実習修了者と同様に、既に一定程度の経験又は技能等を有していることから、相応の経験を有する者として扱う必要があります。

す。なお、建設分野特定技能1号評価試験又は技能検定3級合格者は3年程度又は5年程度の経験を有する者として扱うこととします。

このため、報酬予定額を決める際には、技能実習2号修了者であれば概ね3年間、技能実習3号修了者であれば概ね5年間、日本に在留し技能実習を修了した者であることから、従事しようとする業務について、概ね3年又は5年程度の経験者として取り扱う必要があります。技能実習生として受け入れたことがある者を特定技能外国人として雇用する場合、技能実習生の最終年度の報酬を上回することはもちろんのこと、実際に1号特定技能外国人になろうとする者と同等の経験を積んだ日本人の技能者に支払っている報酬と比較し、適切に報酬予定額を設定する必要があります。また、建設就労者受入事業における建設就労者として従事した経験を有する特定技能外国人については、その経験年数を加算して報酬額を決定する必要があります。なお、同等の技能を有する日本人の処遇が低い場合は、処遇改善等、国内人材確保に向けた取組を行っておらず、告示第3条第3項第1号ホの基準を満たさないものと判断します。

- 特定技能所属機関になろうとする者が、技能実習生・建設就労者を雇用している又は雇用していたことがある場合は、当該技能実習生・建設就労者に支払っている又は支払っていた報酬とも比較し、適切に報酬予定額を設定する必要があります。
- 業務区分統合により、既に就労中（認定済で受入前の者を含む）の1号特定技能外国人の報酬を直ちに変更する必要はありません。
しかし、認定計画以外の職種や作業に1号特定技能外国人が従事する場合は、同等の技能を有する日本人が従事する場合と同等額以上の報酬を支払う必要があるため、変更後に従事する業務内容について同等の技能を有する日本人と同等額以上の報酬額になるよう整合のとれた昇給を行い、その旨を明記した雇用契約を締結したうえで、国土交通大臣に外国人就労管理システム上で届け出る必要があります。
- 特定技能の業務区分は、一定の工事を行う上で必要となる基本的な知識・経験等をもとに、共通する技能が認められる作業を業務として区分したものです。したがって例えば、「とび」の技能実習3号を修了した者を「建設機械施工」に従事させる予定である場合、5年の「建設機械施工」の技能を有する者として取り扱います。この者が建設就労者であった場合は建設就労の期間（2年又は3年）の経験が加算され、7年～8年の「建設機械施工」の経験を有する者として報酬予定額を決める必要があり、同等の「建設機械施工」の技能を有する日本人と同等額以上の報酬であることが求められます。
- 国土交通省の計画の認定審査において、同等の技能を有する日本人と同等額以上の原則の徹底、賃金が高い地域への特定技能外国人の偏在、集中の緩和

の観点から、申請書に記載された報酬額について

- ・ 同じ事業所内の同等技能を有する日本人の賃金
- ・ 事業所が存する圏域内における同一又は類似職種の賃金水準
- ・ 全国における同一又は類似職種の賃金の水準
- ・ 他の在留資格から変更して継続雇用する場合には、これまでの賃金
- ・ 既に１号特定技能外国人が在籍している場合は当該者、技能実習生が在籍している場合は当該者の賃金

と比較して審査を行い、低いと判断される場合には引き上げるよう指導することがあります。その場合には、特定技能所属機関は、報酬額を変更の上で、再度、雇用契約の重要事項説明や契約締結の手続を行っていただくことになります。

- また、１号特定技能外国人については、建設キャリアアップシステムへの技能者登録が要件となっていますので、同システムによる能力評価を活用しつつ、技能レベルに応じた適切な処遇を心がけてください。客観的な能力評価基準に基づき国籍を問わず処遇することにより、日本人、外国人それぞれから、処遇に対する納得感が得られることになり、低賃金への不満を理由とした失踪を抑制する効果が期待できます。

（報酬の支払形態）

- 日給制や時給制の場合、季節や工事受注状況による仕事の繁閑によりあらかじめ想定した報酬予定額を下回ることもあり、報酬面のミスマッチが特定技能外国人の就労意欲の低下や失踪等を引き起こす可能性を否定できません。
 - したがって、特定技能外国人については安定的な報酬を確保するため、仕事の繁閑により報酬が変動しないこと、すなわち月給制（※）によりあらかじめ特定技能外国人との間で合意を得た額の報酬を毎月安定的に支払うことが必要です。特定技能所属機関で雇用している他の職員が月給制でない場合も、特定技能外国人に対しては月給制による報酬の支払が求められます。
 - また、「報酬を安定的に支払い」とは、月給制のほか、特定技能外国人への報酬の支払いをより確実かつ適正なものとするため、報酬の支払方法を預貯金口座への振込とすることも意味しています。厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者の口座への資金移動による報酬支払（デジタル払い）を選択することも可能です。特定技能所属機関は、重要事項事前説明の段階で特定技能外国人に対し、報酬の支払方法として預貯金口座への振込みまたはデジタル払いであることを説明した上で、当該外国人の同意を得る必要があります。
- ※ 本要領において「月給制」とは、「１カ月単位で算定される額」（基本給、毎月固定的に支払われる手当及び残業代の合計）で報酬が支給されるものを指し

ます。

- ※ 特定技能外国人に支給される報酬のうち「1 カ月単位で算定される額」が、同等の技能を有する日本人の技能者に実際に支払われる1 カ月当たりの平均的な報酬額と同等であることが求められます。
- ※ 特定技能外国人の自己都合による欠勤（年次有給休暇を除く）分の報酬額を基本給から控除することは差し支えありませんが、会社都合や天候を理由とした現場作業の中止等による休業について欠勤の扱いとすることは認められません。天候を理由とした休業も含め、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、労働基準法に基づき、平均賃金の60%以上を支払う必要があります。また、休業する日について本人から年次有給休暇を取得する旨の申出があった場合、年次有給休暇としても問題ありません。
- ※ 1 カ月あたりの所定労働日数が変動したり、変形労働時間制を採用することにより1 カ月の所定労働時間数が変動したりする場合も、「1 カ月単位で算定される額」で報酬を支給しなければなりません。

（昇給等）

- 1 号特定技能外国人が在留することができる期間は、通算して5 年を超えない範囲とされており、この範囲で就労することが可能です。したがって、専ら勤続年数のみを条件とする毎年の所定内賃金の上昇又は概ね一年以内に達成されることが確実であると見込まれる事項を条件とする昇給が必須である他、資格・技能検定を取得した場合、建設キャリアアップシステムの能力評価におけるレベルがステップアップした際の昇給を行う場合には、それらの昇給見込額等をあらかじめ特定技能雇用契約及び計画に記載しておくことが必要です。
- また、賞与、各種手当や退職金についても日本人と同等に支給する必要があります。就業規則や賃金規定において、無期雇用契約者と有期雇用契約者で賞与・退職金の取扱いが異なる場合は、無期雇用契約者と同等以上である必要があります。これは、1 号特定技能外国人は本人の希望ではなく、制度によって有期雇用契約しか選択できないものであるため、無期雇用契約者と同等以上とするものです。

○ 1 号特定技能外国人に対する事前説明について（告示様式第1 別紙2 の2、様式第2）

- 特定技能所属機関は、必ず告示様式第2 を用い、1 号特定技能外国人に支払われる報酬予定額や業務内容等について、申請日及び雇用開始予定日前概ね

6か月以内に当該外国人が十分に理解することができる言語を用いて説明し、当該契約に係る重要事項について理解していることを確認した上で、特定技能雇用契約を締結する必要があります。「当該外国人が十分に理解することができる言語」が日本語である場合にはその根拠（例：日本の高校を卒業している、日本の大学を卒業している、日本語検定でN2以上に合格している等）を申請書に記載してください。単に技能実習2号又は3号を修了しているというだけでは根拠となりません。

- 「平成31年3月28日付け基発0328第28号・厚生労働省労働基準局長通知」記2に記載された事項に係る、高所からの墜落・転落災害、機械設備、車両系建設機械等によるはさまれ・巻き込まれ等のおそれのある業務、化学物質、石綿、電離放射線等にばく露するおそれのある業務や夏季期間における屋外作業等の暑熱環境における作業などの危険又は有害な業務に特定技能外国人を従事させる可能性がある場合には、その旨を当該特定技能外国人に説明し、理解を得なければ当該業務に従事させることはできません。また、転倒災害発生のおそれとその防止対策等について、当該特定技能外国人が理解していることを確認する必要があります。
- 当該業務に1号特定技能外国人を従事させる可能性がある場合には、必ず、告示様式第2の「6. 業務内容」欄に明記のうえ、健康上のリスクとその予防方策について具体的かつ丁寧に説明を行い、当該外国人から理解・納得を得た場合に限り、雇用契約を締結するようにしてください。なお、従事させる理由の如何によっては計画を認定しないこともあり得ます。
- 説明は直接対面で行うことを必ずしも要さず、テレビ電話等の映像と音声が双方向で確認できるもので行うことも可能であり、説明時に通訳の方が同席することは差し支えありません。
- なお、送出し国の国内法制や我が国との間の協力覚書等によっては、主たる業務か付随的な関連業務かの別にかかわらず、従事させることができない業務もありますので、ご注意ください。例えば、ベトナムに関しては、同国の国内法令によって、放射能の影響下にある区域、放射能汚染区域における就労が禁止されているため、そのような活動が想定される場合、ベトナム当局は、我が国とベトナムとの間の協力覚書の規定に基づき、ベトナム国内で必要な手続を完了したことを証する推薦者表を作成しないことに留意願います。
- また、計画の適正な実施の確保を目的とした場合に限り、必要最小限の範囲で、国土交通省が一般財団法人建設業振興基金等へ当該計画の記載事項に係る情報を提供することについて、特定技能外国人の同意を得る必要があります。

- ※ 1号特定技能外国人支援計画の実施においては、在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前の事前ガイダンスを行わなければなりません。これに加えて、従事させる業務の内容、報酬に係る情報提供について、告示様式第2を用いて行わなければなりません。（事前ガイダンスについては、特定技能外国人受入れに関する運用要領（別冊（支援））を参照してください。）。

○ 1号特定技能外国人の受入れ状況等の報告について（告示様式第1別紙2の4）

- 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人の受入れを開始したとき、特定技能雇用契約が終了したとき、当該外国人が2号特定技能に移行したとき又は当該外国人が特定技能雇用契約に基づく活動を継続することが困難となったとき（例：経営悪化に伴う雇止め、受入計画の認定の取り消し、在留資格の喪失、特定技能外国人の失踪等）は、国土交通大臣に報告を行う必要があります。（告示第3条第3項第4号）

報告の種類	報告を行うべき事由	報告の時期
受入報告	特定技能外国人を受け入れたとき	受入を開始後1ヶ月以内
退職報告	特定技能雇用契約が終了したとき	契約の終了後速やかに
2号移行報告	特定技能2号に移行したとき	2号特定技能に移行後速やかに
継続不可事由発生報告書	経営悪化に伴う雇い止め 受入計画認定の取消 在留資格の喪失 特定技能外国人の失踪 等	報告を行うべき事由が発生後速やかに

- 特に、告示第3条第3項第4号による受入れの報告は、受入れ後原則として1か月以内に行う必要があります、退職報告は特定技能雇用契約の終了後、2号移行報告は2号特定技能に移行後速やかに行う必要があります。
- ※ 特定技能雇用契約の終了や特定技能外国人が活動を継続することが困難となったときは、別途、地方出入国在留管理局に対する届出も必要ですので留意ください（特定技能外国人受入れに関する運用要領「第7章 特定所属機関に関する届出」を参照してください。）。

○ 建設キャリアアップシステムへの技能者登録

- 建設キャリアアップシステムには、特定技能所属機関のみならず、特定技能外国人も入国後速やかに登録する必要があります。技能者登録は簡易型登

録・詳細型登録のいずれかを指定することはありませんが、昇給や手当に建設キャリアアップシステムのレベルアップが条件となっている場合は、レベル判定のできる詳細型登録である必要があります。

- 既に日本に在留している技能実習修了者等を雇用する場合には、建設キャリアアップ技能者IDを明らかにする書類（建設キャリアアップカードの写し）を申請時に提出する必要があります。
- 海外から新規に入国される特定技能外国人の場合、入国後原則として1か月以内に、建設キャリアアップ技能者IDを明らかにする書類（建設キャリアアップカードの写し）を国土交通省へ提出する必要があります。国土交通省は、特定技能外国人に限らず技能者全員を建設キャリアアップシステムに登録することを通じて、特定技能所属機関における客観的基準に基づく技能と経験に応じた賃金支払いの実現を図っていきたいと考えています。

○元請建設業者の指導について（告示様式第1別紙2の6）

- 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人が従事する建設工事において、申請者が下請負人である場合には、発注者から直接工事を請け負った建設業者（元請建設業者）からの、国土交通省が別途定めるガイドライン（特定技能制度に関する下請指導ガイドライン※）に基づく指導に従わなければなりません。
- ※ ガイドラインは、国土交通省のホームページにおいて公表しています。
- 例えば、特定技能所属機関が1号特定技能外国人を現場に入場させる際には、現場入場届出書を各添付書類と併せて元請建設業者に提出することが必要となります。
- 認定受入計画の内容は、告示第4条第2項の規定に基づき、建設キャリアアップシステムを運用する一般財団法人建設業振興基金に提供されますので、同システムに蓄積されることになり、その情報に基づき、元請建設業者が指導することがあります。

○常勤職員数（告示様式第1別紙1 1(10)、3(2)）

- 建設分野の1号特定技能外国人の総数が、特定技能所属機関となろうとする者の常勤の職員（全ての1号特定技能外国人及び技能実習生を含まない）の総数を超えてはいけません。
- 建設技能者は、一つの事業所だけで働くわけではなく、様々な現場に出向いて働くことが想定されますので、支援を要する1号特定外国人を監督者が適切に指導し、育成するためには、一定の常勤雇用者が必要であるためです。

④1号特定技能外国人の安全衛生教育及び技能の習得に関する事項【告示第3条

第3項第8号】

○受入れ後の講習又は研修について（告示様式第1別紙2の7）

- 国土交通大臣が、1号特定技能外国人の受入れ後に受講すべき講習又は研修（以下「受入れ後講習」という。）を指定した場合、特定技能所属機関は、1号特定技能外国人の受入れ後、当該外国人に対し、受入れ後講習を受講させることが必要です。指定した受入れ後講習に参加させない場合には、認定要件を満たさないものとして取り扱います。
- 講習又は研修を受けさせる義務は、特定技能外国人に課される義務ではなく、特定技能所属機関が受入計画の認定を受けるための要件です。このため、講習又は研修を受けさせる際は、特定技能所属機関の業務の一環として、当該特定技能外国人の出勤日として取り扱う必要があるとともに、講習又は研修に参加するために必要な時間（移動時間等を含む）については通常の出張と同様に取り扱う必要があります。
- 国土交通大臣が指定する受入れ後講習の一つに、適正就労監理機関が実施する講習があります。本講習は、計画の真正性確認や母国語相談ホットライン窓口、転職支援等の仕組みの情報提供など、適正就労環境確保の観点から、1号特定技能外国人として就労を開始するに当たって必要な知識、情報等を付与することを目的として行うものです。
- 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人の受入れ後、概ね3か月～6か月の間に、当該外国人に対し当該講習を受講させることが必要です。当該講習については、適正就労監理機関から特定技能所属機関に対し、1号特定技能外国人の受入れ後に日時や場所等の通知がなされますので、受講可能なものを選択し受講させてください。
- この他、国土交通大臣が指定する講習又は研修の内容については、国土交通省のホームページにて公表しています。

○受入予定期間（計画期間）について（告示様式第1別紙1 3（1））

- 1号特定技能外国人については、通算で在留できる期間の上限が5年となっています。計画期間や特定技能雇用契約期間、在留期限に関わらず、「1号特定技能」での通算在留期間が5年に達した時点で、以後の在留は認められないことに留意してください。

○安全衛生教育について（告示様式第1別紙1 4(1)）

- 計画には、1号特定技能外国人に従事させる業務に従い、労働安全衛生法に基づく特別教育等の安全衛生教育又は技能講習等を箇条書きしてください。

1号特定技能外国人に従事させようとする業務に必要な安全衛生教育の内容が満たされていない場合、国土交通省は特定技能所属機関に対し、指導を行うことがあります。なお、「平成31年3月28日付け基発0328第28号・厚生労働省労働基準局長通知」記2に記載された事項に係る、危険又は有害な業務に特定技能外国人に従事させる場合には、雇い入れ時等の安全衛生教育や特別教育等において、当該危険又は有害な業務に伴う労働災害発生のおそれとその防止対策等について正確に理解させるよう留意が必要です。

- 労働安全衛生法に基づく特別教育等の安全衛生教育又は技能講習等の受講のための旅費、受講料などの費用負担は、特定技能所属機関が負担することになります。

○技能の習得について（告示様式第1別紙1 4(2)）

- 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人の受入後、在留期間中のできる限り早期に職種毎の能力評価基準に定める安全衛生講習を受講させ、建設キャリアアップシステムのレベル2の能力レベルに相当する技能教育を施すよう努めてください。
- 特定技能所属機関は、受入後3年以内に技能検定2級、5年以内に技能検定1級の取得を目指す等、5年間の在留期間を見据えた技能の向上を図るよう努める必要があります。
- 計画には、特定技能外国人の在留中の具体的な技能の習得の目標を記載してください。

（2）提出書類

- ① 建設特定技能受入計画認定申請書（告示様式第1）
※ オンライン申請の場合不要
- ② 建設特定技能受入計画（告示様式第1（別紙1、別紙2、別紙3））
※ オンライン申請の場合不要
- ③ 特定技能所属機関になろうとする者の登記事項証明書
- ④ 常勤の職員の数を明らかにする文書（常勤の職員の社会保険の加入状況が分かる書類を添付すること）
- ⑤ 建設業法（昭和24法律第100号）第3条第1項の許可を受けていることを証する書類
- ⑥ 特定技能所属機関になろうとする者の建設キャリアアップシステム申請番号又は事業者IDを明らかにする書類（登録後に送付されるハガキ又はメールの写し）
- ⑦ 建設キャリアアップ技能者IDを明らかにする書類（建設キャリアアップカ

ードの写し)

- ⑧ 特定技能外国人受入事業実施法人に加入していることを証する書類(会員証明書の写し)
- ⑨ ハローワークで求人した際の求人票(計画申請日から1年以内のもの)
- ⑩ 1号特定技能外国人に対し、同等の技能を有する日本人が従事する場合と同等額以上の報酬額を安定的に支払うことを証する書類
 - ※ 同等の技能を有する日本人の賃金台帳(直近の日本人に対する平均的な月額報酬支払実績が分かるもの)及び実務経験年数を証する書類を含む
- ⑪ 特定技能所属機関となろうとする者が、特定技能外国人と締結した特定技能雇用契約書及び雇用条件書の写し(※1)
- ⑫ 1号特定技能外国人に対し、特定技能雇用契約を締結するまでの間に、当該契約に係る重要事項について、当該外国人が十分に理解することができる言語で書面を交付して説明したことを証する書類の写し(告示様式第2)
- ⑬ 就業規則及び賃金規程(「常時10人以上の労働者を使用しない」企業であってこれらを作成していない場合には提出不要。これらを作成している場合には提出してください。)
- ⑭ 法人番号の確認ができる書類(法人番号指定通知書の写し又は国税庁法人番号公表サイト(<http://www.houjinbangou.nta.go.jp>)より自社の情報を印刷したものの写しのいずれか1点)

※1 雇用契約書・雇用条件書は、労働基準法等に従い、適切に契約されたものを提出してください。国土交通省に雇用契約書・雇用条件書を提出して頂くのは、労働に関する法令に関する審査を行うものではなく、建設特定技能受入計画の認定に必要な事項の裏付け資料として使用し、建設分野特有の基準を満たしているかを確認したうえで審査を行うためです。建設特定技能受入計画が認定されたからといって、その申請に添付された雇用契約書・雇用条件書に記載された内容が、労働に関する法令等に照らして適法であると国土交通省が認定したものとはなりません。労働に関する法令に関しての適法性に疑義がある場合は、国土交通省への申請前に、申請企業等を所管する労働基準監督署にご相談のうえ、適法に締結された契約書等を提出してください。

(3) 申請先

外国人就労管理システム(https://gaikokujin-shuro.keg.jp/gjsk_1.0.0/portal)

※原則としてオンラインによる申請となります。上記URL又は国土交通省ホームページのリンクからお進みください。

※計画の審査及び認定は各地方整備局等において行います。お問い合わせ先は国土交通省のホームページをご確認ください。

3. 建設特定技能受入計画の変更

計画の記載事項に変更がある場合、特定技能所属機関は、国土交通大臣に対して計画の変更申請又は届出を行う必要があります。

- 変更については原則としてオンラインによる申請又は届出になります。
- 変更の申請については分野参考様式第6－7、変更の届出については様式第6－8を使用し、変更箇所が分かるように記載してください。
- 提出先は、2.（3）と同様です。
- 変更を行わず特定技能外国人の受入れを継続した場合、告示第8条により計画の認定が取り消される可能性がありますので、留意してください。
- 新たな1号特定技能外国人の追加の場合も、1号特定技能外国人受入リストの変更となるため、変更申請となります。
- 1つの特定技能所属機関が保有することができる認定受入計画は1つのみとなります。既に有効な認定受入計画を保有している特定技能所属機関が、新たな別個の特定技能受入計画を申請した場合は、告示第3条第3項第7号の1号特定技能外国人の総数が常勤の職員の総数を超えないことという基準について、第8条第3号に定める不正の手段により第2条第1号イの認定を受けたとみなされ、計画の認定が取り消される可能性がありますので、くれぐれも重複申請をしないように十分留意してください。
- 変更申請中に新たな別の変更申請をすることはできません。先に申請された変更申請の内容と抵触する別の変更申請がなされた場合に、どちらの変更申請に基づいて審査を行えばよいかの判断ができなくなるためです。変更申請を行う場合は、十分な余裕をもって申請を行うようにしてください。

（変更申請が必要なケース）

1. 雇用の根幹に関わる事項の変更
2. 受入の根幹に関わる事項の変更
3. その他の重要事項の変更

（変更届出が必要なケース）

変更申請事項以外の事項の変更

※変更申請と変更届出の区分につきましては、国土交通省のホームページをご確認ください。

（その他留意事項）

1号特定技能外国人が退職し、再度退職前と同じ会社で就労する場合、国土交通省の外国人就労管理システムに「退職報告」を行い、再来日以後の計画期間について新たな計画の認定を受ける必要があります。

また、この場合、地方出入国在留管理局にも以下の届出が必要になります。

①雇用契約を終了する場合

「特定技能所属機関による受入れ困難に係る届出」及び「特定技能所属機関による特定技能雇用契約に係る届出（特定技能雇用契約の終了）」

②新たな雇用契約を締結する場合

「特定技能所属機関による特定技能雇用契約に係る届出（新たな特定技能雇用契約の締結）」

- 新たな雇用契約に対応する建設特定技能受入計画認定証の写しを添付してください。

※届出方法の詳細については、特定技能外国人受入れに関する運用要領の第7章 特定技能所属機関に関する届出をご確認ください。

4. 建設特定技能受入計画の認定の取消し

告示第8条のいずれかに該当するときは、計画の認定が取り消されることとなります。

また、計画の認定が取り消された場合、特定技能所属機関は、特定技能外国人を他の特定技能所属機関へ転職させるための支援を行う必要があります。

建設分野の場合、告示第10条の登録法人が転職先の斡旋を行うことになっていますので、特定技能所属機関自らが転職先を確保できない場合には、登録法人に対して、転職の支援が必要な旨、報告を行ってください。

第5 特定技能外国人受入事業実施法人の登録等

【関係規定】

告示第10条

建設分野における特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号又は第2号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。）の適正かつ円滑な受入れを実現するための取組を実施する営利を目的としない法人であって、次の各号のいずれにも適合するものは、国土交通大臣の登録を受けることができる。

- 一 次に掲げる取組（以下「特定技能外国人受入事業」という。）を行うこと。
 - イ 特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向けて構成員が遵守すべき行動規範の策定及び適正な運用
 - ロ 建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（平成30年12月25日閣議決定）で定めるすべての試験区分についての建設分野特定技能評価試験の実施
 - ハ 特定技能外国人に対する講習、訓練又は研修の実施、就職のあっせんその他の特定技能外国人の雇用の機会の確保を図るために必要な取組
- 二 特定技能所属機関が認定受入計画に従って適正な受入れを行うことを確保するための取組
- 三 特定技能外国人が従事することとなる業務に係る建設業者団体及び主として発注者から直接建設工事を請け負う建設業者を構成員とする建設業者団体を構成員に含むものであること。
- 四 国土交通省が設置する建設分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となり、当該協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- 五 第1号二の取組に係る業務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる業務に該当するものについては、委託により適正就労監理機関に行わせるものとし、当該委託に要する費用を負担すること。

第11条

前条の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びにその代表者の氏名
- 二 事務所の所在地
- 三 特定技能外国人受入事業の実施体制及び実施方法に関する事項

2 前項の申請書には、登録申請者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面を添付しなければならない。

第12条

国土交通大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は前条第1項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下この号において同じ。）のうちに次に掲げる事項のいずれかに該当する者があるもの
 - イ 第16条の規定により第10条の登録の取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該取消し処分を受けた法人の役員であった者で、当該取消しの日から起算して5年を経過しないもの
 - ロ 第10条の登録の申請の日前5年以内又はその申請の日以後に、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- 二 特定技能外国人受入事業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていない者
- 三 第16条の規定により第10条の登録を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者

第13条

国土交通大臣は、第11条第1項の規定による登録の申請を受けた場合において、登録をしたときはその旨を、登録を拒否したときはその旨及びその理由を登録申請者に通知しなければならない。

第14条

第10条の登録を受けた者（以下「登録法人」という。）は、第11条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

- 2 第11条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

第15条

国土交通大臣は、登録法人の特定技能外国人受入事業の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、当該法人に対し、当該事業に関し報告を求め、又は指導をすることができる。

第16条

国土交通大臣は、登録法人が次の各号のいずれかに該当するとき、その登録を取り消すことができる。

- 一 第12条第1号又は第2号に該当するに至ったとき。
- 二 第14条第1項の規定に違反したとき。
- 三 不正の手段により第10条の登録を受けたとき。
- 四 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により登録を取り消したときは、その旨及びその理

由を当該登録を取り消された者に通知しなければならない。

第17条

国土交通大臣は、第10条の登録をしたとき又は登録法人から第14条第1項の規定による変更の届出（第11条第1項第1号及び第2号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）があったときは、登録法人に係る次に掲げる事項を公表するものとする。

- 一 名称及び住所並びにその代表者の氏名
- 二 事務所の所在地
- 三 登録をした年月日又は登録法人が変更をした年月日

2 国土交通大臣は、前条第1項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を取り消された者に係る次に掲げる事項を公表するものとする。

- 一 名称及び住所並びにその代表者の氏名
- 二 登録をした年月日
- 三 登録を取り消した年月日

3 前2項の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法によって行うものとする。

分野別運用要領（抜粋）

第1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項

1. 技能水準及び評価方法等

(1) 「建設分野特定技能1号評価試験」又は「技能検定3級」（運用方針3（1）アの試験区分：運用方針別表1 a. 試験区分（3（1）ア関係）のとおりに

ア 技能水準及び評価方法（特定技能1号）

（技能水準）

当該試験は、図面を読み取り、指導者の指示・監督を受けながら、適切かつ安全に作業を行うための技能や安全に対する理解力等を有する者であることを認定するものであり、この試験の合格者は、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

（評価方法）

① 「建設分野特定技能1号評価試験」

試験言語：日本語

実施主体：国土交通大臣の登録を受けた特定技能外国人受入事業実施法人

実施方法：コンピューター・ベースド・テスト（CBT）方式

② 「技能検定3級」

試験言語：日本語

実施主体：都道府県（一部事務は都道府県職業能力開発協会）

実施方法：学科試験及び実技試験

イ 試験の適正な実施を担保する方法

① 建設分野特定技能1号評価試験については、試験の実施に当たり、試験問題の厳重な管理、当該試験内容に係る実務経験を有する試験監督員の配置、顔写真付きの公的な身分証明書による当日の本人確認や持ち物検査の実施等、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じる。

② 技能検定3級については、各試験実施主体において講じられている顔写真付きの公的な身分証明書による当日の本人確認の実施等の措置に従う。

(2) 「建設分野特定技能2号評価試験」、「技能検定1級」又は「技能検定単一等級」(運用方針3(2)アの試験区分：運用方針別表2 a. 試験区分(3(2)ア関係)のとおり)

ア 技能水準及び評価方法(特定技能2号)

(技能水準)

当該試験の合格及び建設現場において複数の建設技能者を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者(以下「班長」という。)としての実務経験(必要な年数については、試験区分ごとに国土交通省が別途定める。)を要件とする。当該試験は、上級の技能労働者が通常有すべき技能を有する者であることを認定するものである。また、班長としての実務経験を確認することで、その者が建設現場において複数の技能者を指導しながら作業に従事し、工程を管理する能力も有すると認められる。

したがって、これらの要件を満たす者は、法第2条の3第1項に規定する特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針(以下「基本方針」という。)に定める熟練した技能を有するものと認める。

(評価方法)

① 「建設分野特定技能2号評価試験」

試験言語：日本語

実施主体：国土交通大臣の登録を受けた特定技能外国人受入事業実施法人

実施方法：コンピューター・ベースド・テスト方式(CBT)方式

② 「技能検定1級」又は「技能検定単一等級」

試験言語：日本語

実施主体：都道府県(一部事務は都道府県職業能力開発協会)

実施方法：学科試験及び実技試験

イ 試験の適正な実施を担保する方法

① 建設分野特定技能2号評価試験については、試験の実施に当たり、試験問題の厳重な管理、当該試験内容に係る実務経験を有する試験監督員の配置、顔写真付きの公的な身分証明書による当日の本人確認や持ち物検査の実施等、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じる。

② 技能検定1級及び技能検定単一等級については、各試験実施主体において

講じられている顔写真付きの公的な身分証明書による当日の本人確認の実施等の措置に従う。

1. 概要

建設分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するための取組を実施する営利を目的としない法人は、要件を満たせば、国土交通大臣から特定技能外国人受入事業実施法人の登録を受けることができます。建設分野で特定技能外国人を受け入れる特定技能所属機関はすべて、この登録を受けた法人に直接または間接的に所属し、その行動規範を遵守することが求められます。

登録法人の名称、所在地、登録年月日等の情報は、国土交通省のホームページにて公表しています。

2. 特定技能外国人受入事業実施法人の登録

(1) 登録要件

①特定技能外国人受入事業【告示第10条第1号】

○行動規範の策定及び当該規範の適正な運用

- 特定技能外国人受入事業実施法人（以下「登録法人」という。）は、特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向けて、低賃金や社会保険未加入といった処遇で労働者を雇用するなどの劣悪な労働環境が確認される企業の建設市場への参入を認めず公正な競争環境を整備すること、他産業・他国と比して有為な外国人材を確保すること、建設分野における外国人技能者の失踪・不法就労を防止すること、特定技能所属機関における受注環境の変化が起こった場合に建設業界として特定技能外国人の転職先などの雇用機会を確保すること等の課題に対処するために設けるものです。
- 登録法人は、これらの課題に的確に対応するための行動規範を策定し、当該行動規範の適正な運用を図る必要があります。

○建設分野特定技能評価試験の実施

- 登録法人は、すべての試験区分についての建設分野特定技能評価試験を実施する必要があります。また、登録法人は建設分野特定技能1号及び2号に係る特定技能評価試験の作成に当たっては試験実施業務区分ごとに、関係建設

業者団体（登録法人の正会員である専門工事業団体に限る。）又は当該団体加盟企業の職員からなる試験委員と国土交通省及び登録法人から構成される試験委員会の確認を受ける必要があります。

○建設分野における特定技能外国人に対する講習、訓練又は研修の実施、就職のあっせん等の取組

- 登録法人は、建設分野における特定技能外国人が有する能力を有効に発揮できる環境を整備するため、海外現地機関と業務提携をしたうえで、教育訓練プログラムを策定し、教育訓練実施のための講師の派遣や訓練に必要な資機材の調達等について取り組む必要があります。
- また、登録法人は専門工事業団体と連携して、特定技能外国人に対し、必要な技能研修や日本語研修等について取り組む必要があります。
- 就職のあっせんについては、建設労働者の場合、民間の有料職業紹介事業者による人材あっせんが受けられないため、他業種と比べて特定技能外国人の求人求職に不利となっています。したがって、主に登録法人が、企業からの求人情報を集約し、求人求職のあっせん等を行うこととなります（ハローワーク等の無料職業紹介の活用は自由に行えます）。また、建設分野特定技能外国人や技能実習修了者が現所属先から転職を希望した際の対応も求めに応じて行うこととなります。

○特定技能所属機関が認定受入計画に従った受入れを行っていることを確保するための取組

- 計画に従った受入れを行っていることを継続的に確認することは、建設業界の共通の利益に資するものであるため、国のみならず、建設業界を代表する立場である登録法人自身にもその役割を担わせることとしたものです。いわば、登録法人は、建設業界の自警団としての役割を担っていると考えて良いでしょう。
- 登録法人は、構成員間での取組はもちろん、国及び適正就労監理機関とも連携し、計画に従った受入れを継続的に呼びかけるとともに、定期的な巡回訪問等による指導及び助言、特定技能外国人に対する常時の相談及び苦情の受付とそれを受けた対応も含め、適正な受入れに対応できる体制を構築する必要があります。

②登録法人の構成員

- 特定技能外国人が従事することとなる業務に関係する専門工事業団体及び元請建設業者団体を構成員とする必要があります。

- これ以外の建設業者団体や建設関係団体、登録支援機関などについても構成員となることが想定されます。

※特定技能所属機関が、登録法人の構成員である建設業者団体のいずれにも加入していない場合は、当該特定技能所属機関自身が登録法人の構成員となることが求められます。

③協議会への参画

- 登録法人は、②のとおり、受入れ職種に関係する専門工事業団体及び元請建設業団体が構成員であり、かつ、特定技能所属機関すべてが直接または間接的に所属していることから、業界団体及び特定技能所属機関を代表する立場として、国土交通省が設置する建設分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となり、調査又は指導に対する必要な協力を行うことが求められます。

④適正就労監理機関への委託

- 登録法人は、特定技能所属機関が計画に従った受入れを行っていることを確保するための取組の一つとして、特定技能所属機関及び1号特定技能外国人に対する巡回訪問その他の方法による指導・助言、1号特定技能外国人からの苦情・相談への対応を行うことが想定されます。
- これらの業務は、告示第10条第1号二に規定する登録法人が実施する取組の一つに該当するものですが、特定技能所属機関における特定技能外国人の就労状況をモニタリングし、建設技能や労働関係法令等に関する専門的知識に基づき的確に指導や助言を行うことが求められる監理業務であるため、一定の専門性及び独立性が必要です。
- 適正就労監理機関は、国土交通省がこれらの業務を行う能力を有すると認めた者であり、特定技能所属機関とは利害関係を有さない独立した主体です。登録法人は、上記業務を行う際には、この適正就労監理機関に対し、委託により行わせるものとし、当該委託に要する費用を負担するものとします。

(2) 提出書類（様式任意）

- ① 特定技能外国人受入事業実施法人登録申請書
- ② 登記事項証明書
- ③ 定款
- ④ 役員名簿（氏名（フリガナ含む）、生年月日、性別、住所等を記載）
- ⑤ 貸借対照表又は正味財産増減計算書の写し

※設立初年度に登録申請を行う場合、正味財産増減計算書は見込額を計

上すること。

- ⑥ 事業内容が確認できる書類
- ⑦ 申請者が告示第 12 条各号のいずれにも該当しないことの誓約書
- ⑧ 建設業者団体構成員名簿
- ⑨ 実施体制図

(3) 申請先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
国土交通省不動産・建設経済局国際市場課
(郵送又は持参)

3. 登録に係る申請書記載事項の変更

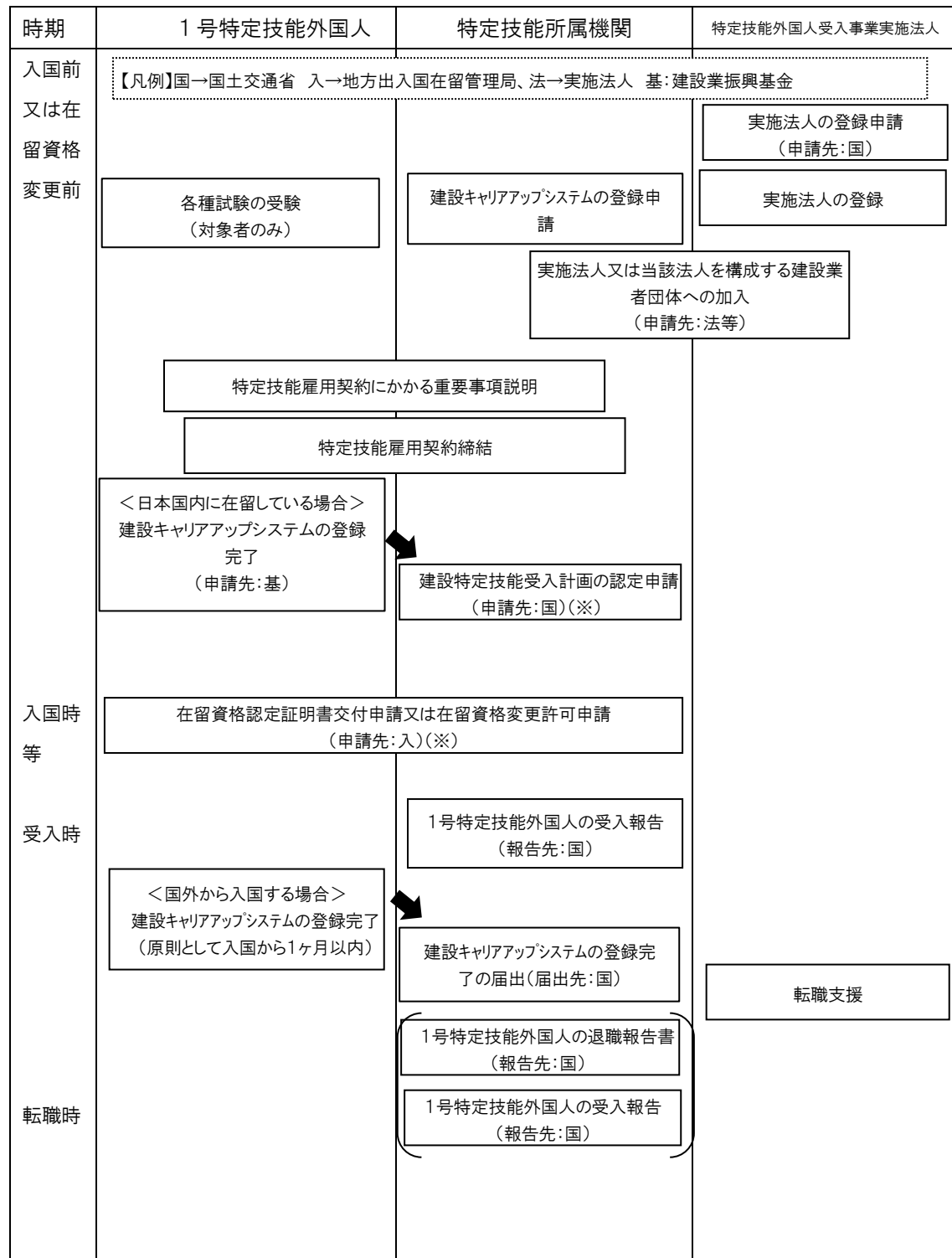
法人は、登録申請時の申請事項に変更がある場合は、国土交通大臣に対して届出を行う必要があります(様式は任意)。提出先は、2.(3)と同様です。

4. 法人の登録及び取消しに係る公表

国土交通省が法人の登録を行った場合又は告示第 16 条のいずれかに該当するとして法人の登録を取り消した場合は、当該法人の事業者名その他の情報を国土交通省のホームページにて公表します。

特定技能所属機関等が行う手続等（フロー図）

1号特定技能外国人の受入れから帰国までの間において、特定技能所属機関等が行う必要のある主な手続（申請、報告等）については下図のとおりです。



※ 建設特定技能受入計画の認定申請後に当該計画の認定を待たずに在留資格の申請を行うことが可能です。その場合、当該計画の認定が得られ次第、地方出入国在留管理局へ建設特定技能受入計画認定証(写し)を提出してください。

また、2号特定技能外国人の受入れにおいて、特定技能所属機関等が行う必要のある主な手続（申請、報告等）については下図のとおりです。

時期	2号特定技能外国人	特定技能所属機関	特定技能外国人受入事業実施法人
入国前 又は 在留資格 変更前	【凡例】国→国土交通省 入→地方出入国在留管理局、法→実施法人 基：建設業振興基金		
			実施法人の登録申請 (申請先:国)
	各種試験の受験 (対象者のみ)	建設キャリアアップシステムの登録申請	実施法人の登録
	1号特定技能外国人の退職報告書 (対象者のみ・報告先:国)	実施法人又は当該法人を構成する建設業者団体への加入 (申請先:法等)	
	＜日本国内に在留している場合＞ 建設キャリアアップシステムの登録完了 (申請先:基)		
入国時 等	在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更許可申請 (申請先:入)		
受入時	＜国外から入国する場合＞ 建設キャリアアップシステムの登録完了 (原則として入国から1ヶ月以内)		
転職時	在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更許可申請 (申請先:入)		

第6 上陸許可に係る基準

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一～五（略）

六 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該特定の産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

上陸基準省令（特定技能2号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項（第2号を除く。）及び第4項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一～六（略）

七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該特定の産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第1条

建設分野に係る出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第6号及び法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号に掲げる活動の項の下欄第7号に規定する告示で定める基準は、申請人が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第2条第9項に規定する建設業務労働者の就業機会確保の対象となることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。

- 在留資格「特定技能1号」に係る上陸基準として、建設分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第6号及び在留資格「特定技能2号」

に係る上陸基準として建設分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第7号に基づき、告示をもって定めたものです。

- 1号又は2号特定技能外国人を受け入れるに当たっては、当該外国人は直接雇用に限るとするもので、1号又は2号特定技能外国人を労働者派遣及び建設業務労働者の就業機会確保（以下「派遣等」という。）の対象とすることも、派遣等の対象とされた者を受け入れることもできません。
- 1号又は2号特定技能外国人について、派遣等の対象とし、又は、派遣等の対象とされた者を受け入れた場合には、入国・在留諸申請において不正に許可を受けさせる目的での虚偽文書の行使等に該当し、出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行ったものとして、以後5年間は、特定技能外国人の受入れができないこととなります。

【確認対象の書類】

- 建設分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第6—1号）

別表6-1（建設）

共通（特定技能1号・2号）		特定技能1号			特定技能2号	
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 （注）	
			職種	作業		
【特定技能1号】 土木（指導者の指示・監督を受けながら、土木施設の新設、改築、維持、修繕に係る作業等に従事）	建設分野特定技能1号評価試験（土木） 技能検定3級（型枠施工） 技能検定3級（鉄筋施工） 技能検定3級（とび） 技能検定3級（造園） 技能検定3級（塗装）	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験（N4以上）	さく井	パーカッション式さく井工事作業		
				ロータリー式さく井工事作業		
			型枠施工	型枠工事作業		
	鉄筋施工		鉄筋組立て作業			
	とび		とび作業			
	コンクリート圧送施工		コンクリート圧送工事作業			
	ウェルポイント施工		ウェルポイント工事作業			
	建設機械施工		押土・整地作業			
			積込み作業			
			掘削作業			
			締固め作業			
	鉄工		構造物鉄工作業			
	塗装		建築塗装作業			
			鋼橋塗装作業			

別表6-1(建設)

共通(特定技能1号・2号)		特定技能1号			特定技能2号
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 (注)
			職種	作業	
			溶接	手溶接	
				半自動溶接	
【特定技能2号】 土木(複数の建設技能者を指導しながら、土木施設の新設、改築、維持、修繕に係る作業等に従事し、工程を管理)					建設分野特定技能2号評価試験(土木) 技能検定1級(型枠施工) 技能検定1級(コンクリート圧送施工) 技能検定1級(鉄筋施工) 技能検定1級(とび) 技能検定1級(ウェルポイント施工) 技能検定1級(鉄工(構造物鉄工作業)) 技能検定1級(塗装) 技能検定1級(さく井) 技能検定1級(造園) 技能検定単一等級(路面標示施工)
【特定技能1号】 建築(指導者の指示・監督を受けながら、建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は修繕若しくは模様替に係る作業等に従事)	建設分野特定技能1号評価試験(建築) 技能検定3級(型枠施工) 技能検定3級(左官) 技能検定3級(かわらぶき) 技能検定3級(鉄筋施工) 技能検定3級(内装仕上げ施工) 技能検定3級(とび) 技能検定3級(建築大工) 技能検定3級(建築板金) 技能検定3級(塗装) 技能検定3級(ブロック建築) 技能検定3級(広告美術仕上げ)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	建築板金	内外装板金作業	
				ダクト板金作業	
			建具製作	木製建具手加工作業	
			建築大工	大工工事作業	
			型枠施工	型枠工事作業	

別表6-1(建設)

共通(特定技能1号・2号)		特定技能1号			特定技能2号
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 (注)
			職種	作業	
	【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和4年8月30日閣議決定)による変更前の運用方針別表1a. 試験区分(3(1)ア関係)の欄に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、建設分野特定技能1号評価試験(建築)に合格したものとみなす。 建設分野特定技能1号評価試験(型枠施工) 建設分野特定技能1号評価試験(左官) 建設分野特定技能1号評価試験(コンクリート圧送) 建設分野特定技能1号評価試験(土工) 建設分野特定技能1号評価試験(屋根ふき) 建設分野特定技能1号評価試験(鉄筋施工) 建設分野特定技能1号評価試験(鉄筋継手) 建設分野特定技能1号評価試験(内装仕上げ) 建設分野特定技能1号評価試験(とび) 建設分野特定技能1号評価試験(建築大工) 建設分野特定技能1号評価試験(建築板金) 建設分野特定技能1号評価試験(吹付ウレタン断熱)		鉄筋施工	鉄筋組立て作業	
			とび	とび作業	
			石材施工	石材加工作業	
				石張り作業	
			タイル張り	タイル張り作業	
			かわらぶき	かわらぶき作業	
			左官	左官作業	
			内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業	
				カーペット系床仕上げ工事作業	
				鋼製下地工事作業	
				ボード仕上げ工事作業	
				カーテン工事作業	
			表装	壁装作業	
			サッシ施工	ビル用サッシ施工作業	

別表6-1(建設)

共通(特定技能1号・2号)		特定技能1号			特定技能2号
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 (注)
			職種	作業	
			防水施工	シーリング防水工事作業	
			コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業	
			築炉	築炉作業	
			鉄工	構造物鉄工作業	
			塗装	建築塗装作業	
				鋼橋塗装作業	
			溶接	手溶接	
				半自動溶接	

別表6-1(建設)

共通(特定技能1号・2号)		特定技能1号			特定技能2号
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 (注)
			職種	作業	
【特定技能2号】 建築(複数の建設技能者を指導しながら、建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は修繕若しくは模様替に係る作業等に従事し、工程を管理)					建設分野特定技能2号評価試験(建築) 技能検定1級(型枠施工) 技能検定1級(左官) 技能検定1級(コンクリート圧送施工) 技能検定1級(かわらぶき) 技能検定1級(鉄筋施工) 技能検定1級(内装仕上げ施工) 技能検定1級(表装) 技能検定1級(とび) 技能検定1級(建築大工) 技能検定単一等級(枠組壁建築) 技能検定単一等級(エーエルシーパネル施工) 技能検定単一等級(バルコニー施工) 技能検定1級(建築板金) 技能検定1級(熱絶縁施工(吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業)) 技能検定1級(石材施工) 技能検定1級(タイル張り) 技能検定1級(築炉) 技能検定1級(鉄工(構造物鉄工作業)) 技能検定1級(塗装) 技能検定1級(防水施工) 技能検定1級(建具製作) 技能検定1級(カーテンウォール施工) 技能検定1級(自動ドア施工) 技能検定1級(サッシ施工) 技能検定1級(ガラス施工) 技能検定1級(ブロック建築) 技能検定1級(樹脂接着剤注入施工) 技能検定1級(広告美術仕上げ) 技能検定1級(厨房設備施工)

別表6-1(建設)

共通(特定技能1号・2号)		特定技能1号			特定技能2号
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 (注)
			職種	作業	
【特定技能1号】 ライフライン・設備(指導者の指示・監督を受けながら、電気通信、ガス、水道、電気その他のライフライン・設備の整備・設置、変更又は修理に係る作業等に従事)	建設分野特定技能1号評価試験(ライフライン・設備) 技能検定3級(配管) 技能検定3級(建築板金) 技能検定3級(冷凍空気調和機器施工) 【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和4年8月30日閣議決定)による変更前の運用方針別表1a. 試験区分(3(1)ア関係)の欄に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、建設分野特定技能1号評価試験(ライフライン・設備)に合格したものとみなす。 建設分野特定技能1号評価試験(電気通信) 建設分野特定技能1号評価試験(配管) 建設分野特定技能1号評価試験(建築板金) 建設分野特定技能1号評価試験(保温保冷)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	建築板金	内外装板金作業	
				ダクト板金作業	
			冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業	
			配管	建築配管作業	
				プラント配管作業	
			熱絶縁施工	保温保冷工事作業	
			溶接	手溶接	
				半自動溶接	
【特定技能2号】 ライフライン・設備(複数の建設技能者を指導しながら、電気通信、ガス、水道、電気その他のライフライン・設備の整備・設置、変更又は修理の作業等に従事し、工程を管理)					建設分野特定技能2号評価試験(ライフライン・設備) 技能検定1級(配管) 技能検定1級(建築板金) 技能検定1級(熱絶縁施工(保温保冷工事作業)) 技能検定1級(冷凍空気調和機器施工)

(注1) 試験の合格に加えて、実務経験要件(建設現場において複数の建設技能者を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者(班長)としての実務経験)が課せられている。

(注2) 修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除される。

試験区分 建設分野特定技能 1 号評価試験（土木）等

業務区分 土木

業務の定義	指導者の指示・監督を受けながら、土木施設の新設、改築、維持、修繕に係る作業等に従事
主な業務内容	① 型枠施工 ② コンクリート圧送 ③ トンネル推進工 ④ 建設機械施工 ⑤ 土工 ⑥ 鉄筋施工 ⑦ とび ⑧ 海洋土木工 ⑨ その他、土木施設の新設、改築、維持、修繕に係る作業
想定される関連業務	① 原材料・部品の調達・搬送 ② 機器・装置・工具等の保守管理 ③ 足場の組立て、設備の掘り起こしその他の後工程の準備作業 ④ 足場の解体、設備の埋め戻しその他の前工程の片付け作業 ⑤ 清掃・保守管理作業 ⑥ その他、主たる業務に付随して行う作業

試験区分 建設分野特定技能 1 号評価試験（建築）等

業務区分 建築

業務の定義	指導者の指示・監督を受けながら、建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は修繕若しくは模様替に係る作業等に従事
主な業務内容	①型枠施工 ②左官 ③コンクリート圧送 ④屋根ふき ⑤土工 ⑥鉄筋施工 ⑦鉄筋継手 ⑧内装仕上げ ⑨表装 ⑩とび ⑪建築大工 ⑫建築板金 ⑬吹付ウレタン断熱 ⑭その他、建築物の新築、増築、改築若しくは移転、修繕、模様替又は係る作業
想定される関連業務	① 原材料・部品の調達・搬送 ② 機器・装置・工具等の保守管理 ③ 足場の組立て、設備の掘り起こしその他の後工程の準備作業 ④ 足場の解体、設備の埋め戻しその他の前工程の片付け作業 ⑤ 清掃・保守管理作業 ⑥ その他、主たる業務に付随して行う作業

試験区分 建設分野特定技能 1 号評価試験（ライフライン・設備）等

業務区分 ライフライン・設備

業務の定義	指導者の指示・監督を受けながら、電気通信、ガス、水道、電気その他のライフライン・設備の整備・設置、変更又は修理に係る作業等に従事
主な業務内容	① 電気通信 ② 配管 ③ 建築板金 ④ 保温保冷 ⑤ その他、ライフライン・設備の整備・設置、変更又は修理に係る作業
想定される関連業務	① 原材料・部品の調達・搬送 ② 機器・装置・工具等の保守管理 ③ 足場の組立て、設備の掘り起こしその他の後工程の準備作業 ④ 足場の解体、設備の埋め戻しその他の前工程の片付け作業 ⑤ 清掃・保守管理作業 ⑥ その他、主たる業務に付随して行う作業

試験区分 建設分野特定技能 2 号評価試験（土木）等

業務区分 土木

業務の定義	複数の建設技能者を指導しながら、土木施設の新設、改築、維持、修繕に係る作業等に従事し、 工程を管理
主な業務内容	① 型枠施工 ② コンクリート圧送 ③ トンネル推進工 ④ 建設機械施工 ⑤ 土工 ⑥ 鉄筋施工 ⑦ とび ⑧ 海洋土木工 ⑨ その他、土木施設の新設、改築、維持、修繕に係る作業
想定される関連業務	① 原材料・部品の調達・搬送 ② 機器・装置・工具等の保守管理 ③ 足場の組立て、設備の掘り起こしその他の後工程の準備作業 ④ 足場の解体、設備の埋め戻しその他の前工程の片付け作業 ⑤ 清掃・保守管理作業 ⑥ その他、主たる業務に付随して行う作業

試験区分 建設分野特定技能 2 号評価試験（建築）等

業務区分 建築

業務の定義	複数の建設技能者を指導しながら、建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は修繕若しくは模様替に係る作業等に従事し、工程を管理
主な業務内容	①型枠施工 ②左官 ③コンクリート圧送 ④屋根ふき ⑤土工 ⑥鉄筋施工 ⑦鉄筋継手 ⑧内装仕上げ ⑨表装 ⑩とび ⑪建築大工 ⑫建築板金 ⑬吹付ウレタン断熱 ⑭その他、建築物の新築、増築、改築若しくは移転、修繕、模様替又は係る作業
想定される関連業務	① 原材料・部品の調達・搬送 ② 機器・装置・工具等の保守管理 ③ 足場の組立て、設備の掘り起こしその他の後工程の準備作業 ④ 足場の解体、設備の埋め戻しその他の前工程の片付け作業 ⑤ 清掃・保守管理作業 ⑥ その他、主たる業務に付随して行う作業

試験区分 建設分野特定技能 2 号評価試験（ライフライン・設備）等

業務区分 ライフライン・設備

業務の定義	複数の建設技能者を指導しながら、電気通信、ガス、水道、電気その他のライフライン・設備の整備・設置、変更又は修理の作業等に従事し、工程を管理
主な業務内容	① 電気通信 ② 配管 ③ 建築板金 ④ 保温保冷 ⑤ その他、ライフライン・設備の整備・設置、変更又は修理に係る作業
想定される関連業務	① 原材料・部品の調達・搬送 ② 機器・装置・工具等の保守管理 ③ 足場の組立て、設備の掘り起こしその他の後工程の準備作業 ④ 足場の解体、設備の埋め戻しその他の前工程の片付け作業 ⑤ 清掃・保守管理作業 ⑥ その他、主たる業務に付随して行う作業

建設キャリアアップシステムにおける技能者登録上の職種コード (能力評価基準のある職種のみ)			必要な実務経験				特定技能 業務区分
大分類コード番号 及び大分類	小分類コード番号及び小分類 (※就業履歴の蓄積対象となる職種分類)	技能評価基準の呼称	能力評価実施団体	能力評価基準のレベル3に対応する 必要な就業日数(職長及び班長)	能力評価基準のレベル3に対応する 必要な就業日数(職長及び班長)	能力評価基準のレベル3に対応する 必要な就業日数(職長及び班長)	
21	トンネル世話役	01 トンネル工(世話役)	トンネル	日本トンネル専門工事業協会	1年(215日)以上	215以上	土木
22	橋りょう特殊工	01 橋りょう特殊工	橋梁	日本橋梁建設協会	1年(215日)以上	215以上	土木
			プレストレストコンクリート	プレストレスト・コンクリート工事業協会	1年(215日)以上	215以上	
23	橋りょう塗装工	01 橋りょう塗装工	建築塗装	日本塗装工業会	1年(215日)以上	215以上	土木/建築
24	橋りょう世話役	01 橋りょう世話役	橋梁	日本橋梁建設協会	1年(215日)以上	215以上	土木
			プレストレストコンクリート	プレストレスト・コンクリート工事業協会	1年(215日)以上	215以上	
			プレストレストコンクリート	プレストレスト・コンクリート工事業協会	1年(215日)以上	215以上	
25	土木一般世話役	01 土木一般世話役	グラウト	日本グラウト協会	1年(215日)以上	215以上	土木/建築
			圧入	全国圧入協会	1年(215日)以上	215以上	
33	型わく工	01 型わく工	型枠	日本型枠工事業協会	1年(215日)以上	215以上	土木/建築
			プレストレストコンクリート	プレストレスト・コンクリート工事業協会	1年(215日)以上	215以上	
34	大工	01 大工	建築大工		0.5年(108日)以上	108以上	建築
		02 宮大工	建築大工	JBN・全国工務店協会	0.5年(108日)以上	108以上	建築
		03 造作大工	建築大工	全国建設労働組合総連合	0.5年(108日)以上	108以上	建築
		04 組立大工	建築大工	全国住宅産業地域活性化協議会	0.5年(108日)以上	108以上	建築
		05 営繕大工	建築大工	日本ツーバイフォー建築協会	0.5年(108日)以上	108以上	建築
		06 木工	建築大工	日本木造住宅産業協会	0.5年(108日)以上	108以上	建築
		07 大工(ツーバイフォー工法)	建築大工	日本ログハウス協会	0.5年(108日)以上	108以上	建築
		08 外装大工	建築大工	プレハブ建築協会	0.5年(108日)以上	108以上	建築
		09 大工(丸太組工法)	建築大工		0.5年(108日)以上	108以上	建築
35	左官	01 左官工	左官	日本左官業組合連合会	1年(215日)以上	215以上	建築
		02 吹付工	建築塗装	日本塗装工業会	1年(215日)以上	215以上	建築
			左官	日本左官業組合連合会	1年(215日)以上	215以上	
			外壁仕上	日本外壁仕上業協同組合連合会	1年(215日)以上	215以上	
		03 外壁仕上工	左官	日本左官業組合連合会	1年(215日)以上	215以上	建築
			外壁仕上	日本外壁仕上業協同組合連合会	1年(215日)以上	215以上	
36	配管工	01 配管工	配管	日本空調衛生工事業協会 日本配管工事業団体連合会 全国管工事業協同組合連合会	1年(215日)以上	215以上	ライフライン・設備
		02 配管工(給排水・衛生)	配管	日本空調衛生工事業協会 日本配管工事業団体連合会 全国管工事業協同組合連合会	1年(215日)以上	215以上	ライフライン・設備
			消火設備	消防施設工事協会	1年(215日)以上	215以上	ライフライン・設備
		03 配管工(冷暖房)	配管	日本空調衛生工事業協会 日本配管工事業団体連合会 全国管工事業協同組合連合会	1年(215日)以上	215以上	ライフライン・設備
		04 配管工(ガス)	配管	日本空調衛生工事業協会 日本配管工事業団体連合会 全国管工事業協同組合連合会	1年(215日)以上	215以上	ライフライン・設備
			消火設備	消防施設工事協会	1年(215日)以上	215以上	
		05 配管工(プラント)	配管		1年(215日)以上	215以上	ライフライン・設備
		06 ボイラー設置工	配管		1年(215日)以上	215以上	ライフライン・設備
		07 ポンプ設置工	配管		1年(215日)以上	215以上	ライフライン・設備
		08 浄化設備工	配管	日本空調衛生工事業協会	1年(215日)以上	215以上	ライフライン・設備
		09 計装工(給排水衛生設備)	配管	日本配管工事業団体連合会	1年(215日)以上	215以上	ライフライン・設備
		10 水道施設工	配管	全国管工事業協同組合連合会	1年(215日)以上	215以上	ライフライン・設備
		11 消防施設工	配管		1年(215日)以上	215以上	ライフライン・設備
		12 ガス器具取付工	配管		1年(215日)以上	215以上	ライフライン・設備
		13 冷凍空調設備工	冷凍空調	日本冷凍空調設備工業連合会	1年(215日)以上	215以上	ライフライン・設備
38	防水工	01 防水工	防水	全国防水工事業協会	1年(215日)以上	215以上	土木/建築
			左官	日本左官業組合連合会	1年(215日)以上	215以上	土木/建築
		02 塗膜防水工	防水	全国防水工事業協会	1年(215日)以上	215以上	土木/建築
			建築塗装	日本塗装工業会	1年(215日)以上	215以上	土木/建築
			外壁仕上	日本外壁仕上業協同組合連合会	1年(215日)以上	215以上	土木/建築
		03 シート防水工	防水	全国防水工事業協会	1年(215日)以上	215以上	土木/建築
		04 アスファルト防水工	防水	全国防水工事業協会	1年(215日)以上	215以上	土木/建築
			防水	全国防水工事業協会	1年(215日)以上	215以上	建築
		05 シーリング防水工	建築塗装	日本塗装工業会	1年(215日)以上	215以上	建築
			外壁仕上	日本外壁仕上業協同組合連合会	1年(215日)以上	215以上	建築
			防水	全国防水工事業協会	1年(215日)以上	215以上	土木/建築
		06 ウレタン防水工	建築塗装	日本塗装工業会	1年(215日)以上	215以上	土木/建築
			外壁仕上	日本外壁仕上業協同組合連合会	1年(215日)以上	215以上	土木/建築
		07 セメント防水工	防水	全国防水工事業協会	1年(215日)以上	215以上	土木/建築
39	板金工	01 板金工	建築板金	日本建築板金協会	1年(215日)以上	215以上	建築 /ライフライン・設備
40	タイル工	01 タイル工	左官	日本左官業組合連合会	1年(215日)以上	215以上	建築
			タイル張り	日本タイル煉瓦工事工業会	3年(645日)以上	645以上	
			道路標識・路面標示	全国道路標識・標示業協会	1年(215日)以上	215以上	

建設キャリアアップシステムにおける技能者登録上の職種コード （能力評価基準のある職種のみ）			必要な実務経験				特定技能 業務区分
大分類コード番号 及び大分類	小分類コード番号及び小分類 （※就業履歴の蓄積対象となる職種分類）	技能評価基準の呼称	能力評価実施団体	能力評価基準のレベル3に対応する 必要な就業日数（職長及び班長）	能力評価基準のレベル3に対応する 必要な就業日数（職長及び班長）		
41	サッシ工	01 サッシ工	サッシ・カーテンウォール	日本サッシ協会 窓築開口部協会	1年（215日）以上	215以上	建築
42	屋根ふき工	01 屋根工	左官	日本左官業組合連合会	1年（215日）以上	215以上	建築
43	内装工	01 内装工	内装仕上	全国建設室内工事業協会	3年（645日）以上	645以上	建築
		02 内装仕上工	内装仕上	全国建設室内工事業協会 日本建設インテリア事業協同組合連合会 日本室内装飾事業協同組合連合会	3年（645日）以上	645以上	建築
		04 軽鉄工	内装仕上	全国建設室内工事業協会 日本建設インテリア事業協同組合連合会 日本室内装飾事業協同組合連合会	3年（645日）以上	645以上	建築
		06 ボード張り工	内装仕上	全国建設室内工事業協会	3年（645日）以上	645以上	建築
		07 床張り工	内装仕上	日本建設インテリア事業協同組合連合会	3年（645日）以上	645以上	建築
		08 壁装（クロス）工	内装仕上	日本室内装飾事業協同組合連合会	3年（645日）以上	645以上	建築
		11 フローリング工	内装仕上		3年（645日）以上	645以上	建築
		12 二重床工	内装仕上		3年（645日）以上	645以上	建築
		13 表具師	内装仕上	全国建設室内工事業協会	3年（645日）以上	645以上	建築
		14 経師	内装仕上	日本建設インテリア事業協同組合連合会	3年（645日）以上	645以上	建築
		15 フラインド工	内装仕上	日本室内装飾事業協同組合連合会	3年（645日）以上	645以上	建築
		16 家具工	内装仕上		3年（645日）以上	645以上	建築
44	ガラス工	01 ガラス工	硝子工事	全国板硝子工事協同組合連合会	3年（645日）以上	645以上	建築
		02 ガラスブロック工	硝子工事	全国板硝子商工協同組合連合会	3年（645日）以上	645以上	建築
45	建具工	02 シャッター工	サッシ・カーテンウォール		1年（215日）以上	215以上	建築
		03 鋼製建具工	サッシ・カーテンウォール	日本サッシ協会 窓築開口部協会	1年（215日）以上	215以上	建築
		04 カーテンウォール工	サッシ・カーテンウォール		1年（215日）以上	215以上	建築
46	ダクト工	01 ダクト工（空調調和設備）	ダクト	日本空調衛生工事業協会 全国ダクト工業団体連合会	1年（215日）以上	215以上	土木/建築
		03 塗装工（空調調和設備）	建築塗装 外壁仕上	日本塗装工業会 日本外壁仕上業協同組合連合会	1年（215日）以上 1年（215日）以上	215以上 215以上	土木/建築 土木/建築
47	保温工	01 保温工	保温保冷	日本保温保冷工業協会	1年（215日）以上	215以上	ライフライン・設備
		02 熱絶縁工	保温保冷 ウレタン断熱	日本ウレタン断熱協会	1年（215日）以上	215以上	ライフライン・設備
		04 防露工	保温保冷		1年（215日）以上	215以上	ライフライン・設備
		05 耐火被覆工（湿式）	保温保冷	日本保温保冷工業協会	1年（215日）以上	215以上	ライフライン・設備
		06 耐火被覆工（乾式）	保温保冷		1年（215日）以上	215以上	ライフライン・設備
		07 耐火被覆工（塗装）	建築塗装	日本塗装工業会	1年（215日）以上	215以上	ライフライン・設備
			外壁仕上 保温保冷	日本外壁仕上業協同組合連合会 日本保温保冷工業協会	1年（215日）以上 1年（215日）以上	215以上 215以上	ライフライン・設備 ライフライン・設備
48	建築ブロック工	01 建築ブロック工	エクステリア	日本エクステリア建設業協会	1年（215日）以上	215以上	建築
		03 ALC工	A L C	A L C協会	1年（215日）以上	215以上	建築
49	設備機械工	10 冷凍空調設備工	冷凍空調	日本冷凍空調設備工業連合会	1年（215日）以上	215以上	ライフライン・設備
52	その他 （施工）	05 道路標識設置工	道路標識・路面標示	全国道路標識・標示業協会	1年（215日）以上	215以上	土木
		06 路面標示設置工（区画線工）	道路標識・路面標示		1年（215日）以上	215以上	土木
		10 エクステリア工（外構工）	左官	日本左官業組合連合会	1年（215日）以上	215以上	土木
			エクステリア	日本エクステリア建設業協会	1年（215日）以上	215以上	土木
		11 運動施設工	運動施設	日本運動施設建設業協会	1年（215日）以上	215以上	土木
		26 解体工	発破・破砕	日本発破・破砕協会	1年（215日）以上	215以上	建築
		27 解体工（コンクリート工作物）	発破・破砕	日本発破・破砕協会	1年（215日）以上	215以上	建築
		34 P C工	プレストレストコンクリート	プレストレスト・コンクリート工事業協会	1年（215日）以上	215以上	土木/建築
		37 切断穿孔工	切断穿孔	ダイヤモンド工事業協同組合	1年（215日）以上	215以上	土木/建築
		40 仕上多能工	左官	日本左官業組合連合会	1年（215日）以上	215以上	建築